

卒業後の就職活動期間の延長

(法務省通知 管在第7577 平成28年12月13日)

特例措置前

○日本の大学等を卒業した外国人留学生が、卒業後も継続して就職活動を行う場合、滞在期間が卒業後最長1年間に限定されている。

ニーズ

○日本国内の大学・大学院には多くの優秀な留学生が在学しているが、卒業後に日本での就職を希望してもそれが叶わず、他国への流出や帰国を余儀なくされている状況もあるため、グローバル人材の卵である優秀な留学生の地域への定着を促進する取組みが必要。

特例措置

○日本の大学等を卒業し就職活動を行っている外国人留学生が、地方公共団体の支援の下、インターンシップへの参加を含む就職活動を継続して行おうとする場合には、追加的に卒業後2年目の滞在を可能とする。

《対象者》

大学・専門学校等を卒業後2年目も継続して就職活動を行う者で、自治体支援事業によるインターンシップ等に参加する者

《主な要件》

- ・自治体が就職支援事業(6か月以上実施)を適切に運営・監督
- ・自治体による各種支援体制の整備、就職活動状況の定期確認
- ・インターンシップ受入れ企業に専門分野の外国人材の採用意思
- ・インターンシップ内容が専門的・技術的分野の在留資格に相当

効果

○外国人留学生の国内企業への就職促進。